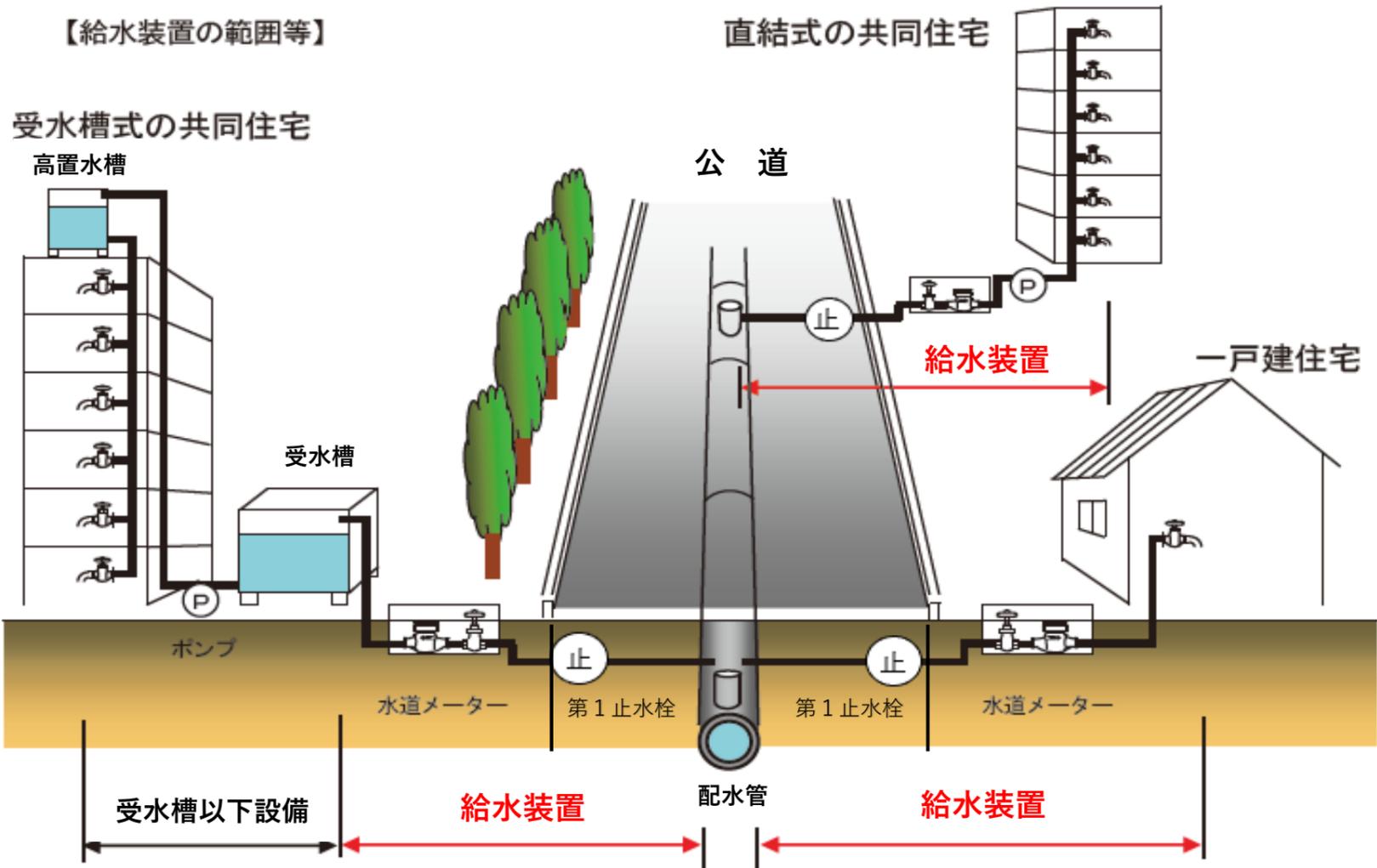


【給水装置の範囲等】



装置等財産区分	お客様（所有者 ただし水道メーターを除く）	白浜町	お客様（所有者 ただし水道メーターを除く）
修繕区分	お客様（所有者、使用者等）	白浜町	お客様（所有者、使用者等）
水質管理区分	お客様（受水槽設置者）	白浜町	

出典：公益社団法人 日本水道協会 営業業務マニュアル（平成23年9月）8頁 イラスト
 ※一部加工しています。